

Business
Report
No.1903

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

教育資金の一括贈与非課税措置
所得制限等対象限定し2年延長

今月のトピック

Part 2

年次有給休暇の実務上の注意点



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!

今月のトピック
Part 1

教育資金の一括贈与非課税措置 所得制限等対象限定し 2 年延長

2013年度税制改正で導入された祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置は、2019年度税制改正において、対象を限定した上で適用期限を2021年3月31日まで2年間延長する。

同非課税措置は、祖父母などから30歳未満の子や孫に教育資金を一括して贈与する場合、1人当たり1,500万円まで非課税となる。高齢者に偏る金融資産を若年層に移転させる狙いがあり、活用する高齢層も多い。改正では、新たに所得制限を設け、2019年4月以降は贈与を受ける子や孫の前年の合計所得金額が1,000万



円を超える場合は非課税の適用が受けられない。さらに、2019年7月以降は、教育資金の範囲から、学習塾やピアノ、絵画教室など学校以外に対して支払われる習い事の金銭(500万円が限度)を、子や孫が23歳になって以降は非課税の対象から外す。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用は除外しない。

また、2019年4月以降に贈与者(祖父母等)が死亡した場合、死亡前の3年間に贈与した財産のうち、教育費に使わずに残っている分があるときは、受贈者(子や孫)が贈与者から相続や遺贈により取得したものとみなされ、相続財産に加算されて課税される。ただし、贈与者が死亡の日に、受贈者が、(1) 23歳未満の場合、(2) 学校等に在学中の場合、(3) 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合は除かれる。

税理士の目

大阪事業部 山崎紗耶加

教育資金贈与の非課税制度の大きなメリットは相続対策となることです。

ただし、この教育資金を1度贈与すると簡単に口座から引き出すことが出来ないこと、使いきれなかった場合には贈与税が課されることや、一定の場合には相続税の対象となることもあり、将来を見据えた判断が必要となります。

まずは専門家とともに、将来の相続税試算を行うことをおすすめします。



グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業 70 年を超える信頼と実績

250 名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

年次有給休暇の実務上の注意点

1. 年次有給休暇の発生要件は2つ

年次有給休暇とは、休日とは別に、一定の日数の賃金を保障された休暇のことで、社員の心身のリフレッシュを目的としています。ただし、利用目的は社員の自由です。この年次有給休暇は、

- ① 入社日から起算して6ヶ月継続勤務していること
- ② 全労働日の8割以上出勤していること

の2つが発生要件です。

継続勤務とは在籍期間のことをいいます。そのため、定年退職による退職者を引き続き嘱託などとして再雇用した場合や、退職者が復職したときなどは、継続勤務として扱われます。

2. 年次有給休暇の日数

年次有給休暇の付与日数は、継続勤務6ヶ月で10労働日、その後は2年6ヶ月までは継続勤務1年ごとに1労働日を加算し、3年6ヶ月からは1年ごとに2労働日を加算した日数となり、20労働日が限度です。

また、所定労働日数が少ないパートタイマーなどに対しても、その所定労働日数に応じて、一定比率の年次有給休暇を付与しなければなりません。この付与方法は「比例付与」と呼ばれていますが、次のどれかに該当すれば、その対象者となります。これに対応しない場合は、一般の年次有給休暇で対応します。

- ① 週の所定労働日数が4日以下の者
- ② 週以外の期間で所定労働日数が定められている場合には、1年間の所定労働日数が216日以下の者
- ③ 週の所定労働時間が30時間未満の者

労基法では、「年次有給休暇は継続し、または分割した10日労働日をあたえなければならない」と定めています。何日間と継続して請求してもよいわけで、分割が認められるのは1労働日と理解されています。時間単位の分割は認めないということです。

【年次有給休暇の付与日数】

勤続年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

3. 年次有給休暇の計画的付与の仕方

社員が自分の業務と調整を図りながら、気兼ねなく年次有給休暇を取得することができるようにと、一定の日数については「計画的付与」として年次有給休暇を与えることができます。

計画的付与の対象となるのは、年次有給休暇の日数のうち5日を超える日数で、全社一斉、部署別、個人単位で与えてもかまいません。この制度は労使協定の締結が必要になり、協定では次の内容を定めなければなりません。（労基署への届出は不要）

- ① 全社一斉の場合は、具体的な有給休暇の付与日
- ② 部署別の交代制付与の場合は、部署ごとに具体的な年次有給休暇の付与日
- ③ 個人別の場合は、計画表を作成する時期、手続き（具体的な付与日は計画表による）

社労士の目

社労事業部 山本裕貴

働き方改革関連法案が成立し、そのひとつとして、来る2019年4月から年次有給休暇の取得を義務化することとなりました。内容は年10日以上有給が付与される従業員に対し、年5日以上有給を取得させることが義務付けられます。

今まで従業員に年5日以上取得させることが出来ていなかった場合、対策として業務の見直しを図り、有給を取得できる職場環境を整えること、または計画的付与の制度を用い、事前に有給取得日を特定して取得すること等が挙げられます。

有給取得率は求人の際にも重要視されます。職場環境を改善し人材確保に繋がましょう。

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171